

奥出雲町第三セクター等経営健全化方針【概要版】

▶ 経営健全化方針で対象とする第三セクター等(以下、「三セク等9法人」という)

- ・奥出雲仁多米株式会社
- ・株式会社仁多堆肥センター
- ・一般社団法人奥出雲町農業公社
- ・株式会社舞茸奥出雲
- ・株式会社奥出雲振興
- ・奥出雲酒造株式会社
- ・奥出雲交通株式会社
- ・奥出雲電力株式会社
- ・奥出雲町土地開発公社

▶ 1. 経営健全化方針策定の趣旨

○令和6年6月28日に奥出雲町第三セクター等経営検討委員会(以下、「検討委員会」という。)から町に対し、三セク等9法人の経営や町支援策等の今後の方向性などをまとめた答申(※)が提出された。

(※)令和5年8月17日に町が検討委員会に対し経営健全化に向けた三セク等9法人のあり方を諮問したことによる

- 答申には、三セク等9法人の抜本的な見直しに着手する場合、「町において指針、ロードマップを策定し、計画的に進めていくべき」とされている。
- これを踏まえ、令和6年度～令和10年度までの5年間で集中的に三セク等9法人の経営健全化に取り組むこととし、その内容について方針を策定し計画的に実行する。

▶ 2. 三セク等9法人への町の関与について

(1)財政的支援の方針

公共性・公益性が高く、その性質上採算性に乏しい事業を行う第三セクター等への支援は継続するが、原則、町の財政的支援は次の通りとする。

①損失補償

新たな損失補償の設定や限度額の増額は行わない。既存の損失補償限度額および損失補償付き債務は、経営状況、民間金融機関からの借入の可能性に配慮しながら段階的に縮減・解消を図る。

②短期貸付金

財政的支援を必要とする根本的な原因・課題の解消を優先して取り組み、その後、財政状況に配慮しながら段階的に他の支援へ移行する。

③長期貸付金

新たに長期貸付を行う場合は、第三セクター等の経営状況、資金使途、事業計画や償還計画を十分に検証したうえで決定する。

④出資金

- ・第三セクター等へ増資を行う場合、経営状況や必要性を熟慮した上で規模等を判断し、民間資本の活用も視野に入れた検討を行う。
- 町が出資者として負う責任は、出資の範囲内であることを当事者間や利害関係者へ明確にする。
- ・経営改善にあたって事業規模の適正化や累積債務の解消を目的とした無償減資等の実施を検討する。

⑤補助金

経常的な赤字補填目的とならないよう留意し、交付目的を明確にした上で必要最小限の額とする。例外的に経営環境の著しい変化などにより補助金を支出する場合は、経営改善計画を策定させた上でその取組みに要する費用に対して必要最小限かつ期間を定めた支援とする。

⑥指定管理料

単なる累積損失の解消など、経営支援や他事業によって生じた赤字補填を根拠とした指定管理料の算定を行わない。

(2) 人的支援の方針

町が第三セクター等に対して行う人的支援は、事業内容、経営状況および役員就任の必要性等を精査し次の必要最小限の支援とする。

① 職員の派遣

第三セクター等の主体的な経営を確保し経営責任を明確にするため、人材交流や経営参画などを除いて、町職員は第三セクター等の業務に従事しない。ただし、第三セクター等の業務が町の事務事業と密接な関連があり、町がその施策の推進を図るため人的支援が必要な場合は、法令に定める所定の手続きを行い適正に対応することとする。

② 役員の就任

- ・町長が三セク等9法人の代表取締役役に就任している現行体制は、その経緯や目的、状況を十分に考慮し、町の施策・方針を踏まえた経営関与の必要性の大小により、町長が退任しても町によるガバナンスを維持できる法人については、順次、見直しを進める。
- ・町長の代表取締役退任後も、ガバナンス体制構築への関与を行い、町の施策・方針に沿った第三セクター等の自律的運営が行えるよう代表者やその他役員の適切な人選を行う。
- ・町長が代表取締役役に留任する場合、第三セクター等の主体性、経営へのインセンティブや経営責任の明確化が損なわれないよう留意する。

▶ 3. 三セク等9法人の経営健全化方針について

(1) 奥出雲仁多米株式会社

令和8年度までの損失補償限度額の縮減を目指し、経営状況に留意しながら段階的に引き下げを行う。

経営リスクの分散とブランド米の維持のため、販路拡大や仁多米のさらなる高付加価値化に向けて町の施策と連携した事業を展開する。

(2) 株式会社仁多堆肥センター

関連性の強い第三セクター等への事業統合について、令和6年度中に検討を進める。

(3) 一般社団法人奥出雲町農業公社

国営開発農地の利活用を進め、段階的に短期貸付金や損失補償額の縮減を行う。

畜産部門は、経営改善と合わせて畜産農家に対する他の支援や担い手育成など、町内の畜産振興を図る役割や公社としての存在意義を整理してあり方を見直し、畜産部門の存廃について令和7年度中に検討を行う。

(4) 株式会社舞茸奥出雲

経営体制の立て直しや「奥出雲舞茸」の承継を民間活力に委ねることとし、経営力とガバナンス体制を備えた民間事業者への令和6年度中の事業譲渡を目指す。

(5) 株式会社奥出雲振興

安定した経営基盤を整える必要があり、経営規模の適正化と累積債務の圧縮を目的とした無償減資を速やかに実施する。

運転資金調達に係る損失補償限度額および損失補償付き債務については、経営状況に配慮しながら段階的に引き下げ、令和10年度の解消を目標とする。

(6) 奥出雲酒造株式会社

経営コンサルティング会社による経営健全化策や資本関係上の親会社である(株)奥出雲振興が主導となった経営の効果を見極める。

運転資金調達に係る損失補償限度額については、経営状況に配慮しながら段階的に引き下げ、令和10年度の解消を目標とする。

(7) 奥出雲交通株式会社

町の施策として公共交通を維持するため、引き続き財政的支援を継続する。
運行ダイヤや路線の見直しに合わせ、デマンド型交通の実証運行の効果を検証し、持続可能な経営形態を構築する。

(8) 奥出雲電力株式会社

定期的開催する経営会議を継続し、町との連絡・意思疎通を密にして経営状況の把握に努める。
卸電力市場価格の影響を少なくするため、自社調達電源の確保に向けた取り組みを検討する。

(9) 奥出雲町土地開発公社

長期保有土地を計画的に町が買取り、整理がつき次第、令和10年度までに当該法人を解散する。
解散するまでの当該法人の業務執行については、法令に定める所定の手続きを行い適正に対応することとする。

▶ 4. 経営健全化の取り組みに係るフォローアップについて

- 本方針に定める経営健全化の取り組みは、集中取り組み期間内(令和6年度～令和10年度)の進捗状況や効果を毎年度確認し、町議会への報告と町民への公表を行う。
- 本方針は、取り組みの進捗状況や三セク等9法人の経営状況等により必要に応じて見直しを行い、その実効性の確保に努める。